

雜 錄

濱江省建設廳を紹介す

准 會 員 高 木 薫*

1. 建設廳變遷
3. 人 員
5. 厚 生

2. 組織分科
4. 事業豫算

1. 建設廳變遷

濱江省が始めて出来たのは康徳元年12月建國當初の三省が分割せられて10省となつたとき吉林省より獨立したものである。その區域は現在の濱江省、牡丹江省の全部及び東安省、北安省の一部であつた。初代省長は呂榮襄氏にして北滿特別區長官及び哈爾濱特別市長を兼官した。このとき省民政廳内に土木科がおかれ初代土木科長に中原氏が就任した。これが現在建設廳の基となつた。

康徳2年になり土木科の人員も漸く擴ひ、土木豫算は當初約5萬圓であつた。この當時國道局哈爾濱建設處ではすでに約300~400萬圓の土木工事をやつてゐたのに比較すると甚だ貧弱である。

康徳3年4月、北滿接收が行はれ、北滿特別區は解消して省行政は急に重要性を加へ省機關の擴充を見た。省土木科に於ても總務廳長金井氏の主張に従ひ、2~3年の間に盛に木構を築けたがこれが解氷期に全部流失してしまひ今日残つてゐるものは一つもない。後には土木科の人員約15人豫算約15萬圓となつてゐる。當時國道局哈爾濱建設處では濱江省内の道路及び橋梁に後に残つたものを相當にやつてゐる。又哈爾濱特別市の工務處並びに都市建設局では立案の傳を以て各公署とは無關係に都市計畫事業を盛にやつてゐる。

これより先哈爾濱市は大正元年及び康徳元年の松花江大洪水に襲はれ康徳2年になると現地其他關係機關の間に洪水対策として都市防水の大堤方を造らなければならぬことに意見の一致を見たが、その設計、施工及び工業負擔區分につき、國道局、滿鐵、哈爾濱特別市三者の

間に意見の相違があつたが、結局關東軍の決裁に従ひ國道局が設計施工し、工費の大部分は國費一部は哈爾濱特別市の負擔といふことになつた。

この結果滿3箇年工費約350萬圓を費して哈爾濱市大堤方堤頭が完成したのであるが、この大事業の経緯に省土木科が殆ど關係してゐなかつたといふことは國家機關としての省公署と土木部門とのつながりが甚だ薄かつたものと思はれる。この大堤防工事は康徳2年3年と國道局哈爾濱建設處が施工し、康徳4年機構改革と共に省土木科がひきつぎ結局竣工は康徳5年秋濱江省土木廳（康徳4年7月土木科昇格）のやる所となつた。

康徳4年1月省土木科は従來哈爾濱建設處にて施工して來た河川關係の工事をひきつぎ、人員も高野氏以下約40名を迎へ高野氏を二代目土木科長となし、土木豫算約70萬圓人員約70名を算し暫期的の充實をした。このときの土木科の組織と額づれば次に示す通り小さいながら大體現在の建設廳の體裁を備へたと見るべきであらう。

土木科長（高野技正）	}	庶務股長（松川彌訖）
		土木股長（伊澤技佐）
		河川股長（林技佐）
		都市計畫股長（小林技佐）
		建築股長（松坂彌訖）

康徳4年7月土木科は土木廳に昇格、初代土木廳長に相馬氏の就任を見た。この時、哈爾濱建設處は牡丹江建設處となり、處長が相馬氏より鈴木氏に變つたのみで職員も廳舎もそのまま哈爾濱にあつた。最初土木廳の組織としては庶務科と工務科とがあることになつてゐるが、

これは表向きだけであつて實情は土木科時代そのままの状態であつた。その後更に日系幹部が産業部内務局、交通部等に割愛の止むなきに至りこれが補充の方法として事務系統には滿系、技術系統には露系を採用し現地調練にて間に合はせた。これは現在浙江省建設廳の人種別構成の特徴をも造ることとなつた。このときの組織と陣容は

土木廳長(相馬氏) { 庶務科長(庄秀川氏)
工務科長(奥村氏)

康德4年7月には同時に省行政區域の變更があり牡丹江省の全部及び東安省の一部が浙江省より分離獨立した。

康德4年12月に哈爾濱市公署河港科が解消してそのまま浙江省土木廳河川科となり人員約20名を加へ全滿各省唯一の河川科が生れた。大松花江を持つ省として河川科の存在價值は高い。後になつて河川科より防水開發事業の花が咲いたのも當然である。

康德4年1月には浙江省外に於ても國道局奉天建設處が解消して、そのまま奉天省土木廳となり(約300名)同じく新京建設處が解消してその半分は吉林省土木科と合して吉林省土木廳となり、後の半分は國門建設處となつた。この頃になると建國當初のドサクサも漸くおさまり第一次建設期に入つて來たのであつて土木部門に於ても純國防道路擔當部門としての建設處の使命が確認せられて建設處は更に一步國境に向つて挺進し、同時に地方土木事業並びに土木行政擔當部門として省上木廳省土木科が擴張、充實強化せられて地方の開發、行政の滲透、治安の増進に大きな役割を演ずることとなつたのである。浙江省もこの例にもれない。

康德5年には土木廳は管内各縣の調査を主とし工事を従として將來に備へ、又哈爾濱市の都邑計畫を適正規模に止めることに努めることに努めた。主なる仕事は大堤防碼頭工事の竣功、双城街道、賓縣街道の道路工事等であつた。職員約130人豫算約130萬圓であつた。このときの組織は監理科、道路科及び河川科の三科にして、擔當事項は土木行政に關する事項及び都邑計畫に關する事項といふことになつてゐる。

康德6年技佐級の充實を見て職員約180人豫算約200萬圓となる。主なる工事としては北邊振興事業の哈爾濱一

牡丹江國道の竣功及び康德6年より3箇年計畫工費約1208萬圓の都市防水工事の起工等である。康德6年6月北安省が分離して浙江省は更に縮少し現在の地域となつた。土木廳内の建築關係約20名が割かれて省長官房營繕科となる。土木廳舎は康德6年9月にもとの哈爾濱建設處の跡から現在の建設廳舎に移り省官房と近くなる。

康德7年防水開發事業を決議し土木廳河川科は總力をあけて開拓廳と協力してこれが計畫を進めてきたが、7年10月防水開發事業局の官制が發表せられるに及び土木廳より約30名を割愛す。土木廳職員約180人となる。

康德8年2月機構改革あり土木廳解消して建設廳となり、更に官房營繕科が建築科となつて建設廳の二科となつた。その結果職員約220人(内地人80人、鮮人20人、滿人70人、露人50人)豫算約250萬圓となつた。その組織は次の通りである。

建設廳 { 監理科
道路科
河川科
建築科

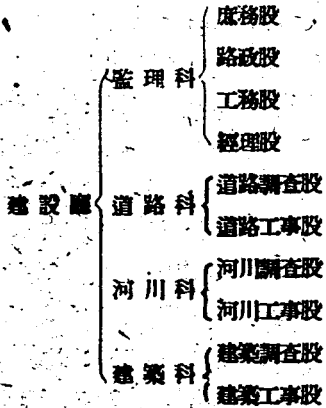
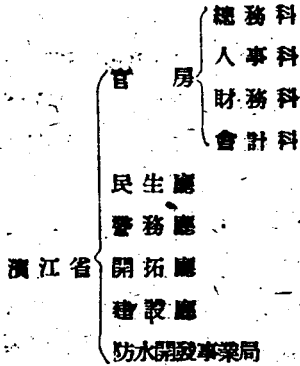
以上變遷の跡をたどつて見ると省の行政地域は數次に縮小せるにもかゝらず土木機構は大體擴張充實の一途を進んでゐる。これは人によつて機構の變遷が左右されたる如き様子が見られぬ事もないが大體の主流としては國家全體の動きに従つて來たものである。即ち滿洲國の行政が地方に滲透し同時に國防態勢も漸次整備せられるに従ひ國直轄の純國防土木部門例へば建設處の如きは一步一步國境に前進し、その代り地方の組織である省内の建設部門例へば建設廳の如きが擔當する部分は益々大きくなつてきたのである。

一部には國全體の立場より建設廳の地位を過少評價してゐる人もあるが、省が地方に於て國家意志を代表してゐることを思へば將來國家的大土木事業と雖も各省緊密なる聯絡を保ち國家意志に従つて立派に計畫實施せられる様になるであらう。建設廳の使命は重いと云ふべきである。

2. 組織、分科

建設廳現在の組織は4科10股にして、他廳との關係は

次の如し。



此の外に松花江岸に近く哈爾濱市鎮平に河川事務所を持つ。

尙、管内市縣に於ける土木系統の組織としては次の如き現状である。

哈爾濱市に工務處（監理科、都邑計畫科、土木科、水道科、建築科）

双城、五常、賓三縣に夫々工務科

東興を除く他の縣旗に行政科内に工務股

参考のため濱江省分設規程中建設廳の分を抜萃すれば次の如し。

第5章 建設廳

第93條 監理科に左の四股を置く

- 庶務股
- 路政股
- 工務股
- 經理股

第94條 庶務股は左の事項を掌る

1. 廳内庶務文書に関する事項
2. 宿直及廳内取締に関する事項
3. 他股の主管に屬せざる事項

第95條 路政股は左の事項を掌る

1. 道路、河川、湖沼運河及港灣其他公有水面の管理に関する事項
2. 土木建築事業監査並に調査及計畫に関する事項
3. 工事用土地收用に關する事項
4. 土木建築事業の統制に関する事項
5. 土木建築業者の統制に関する事項
6. 土木建築の資源調査並に統計に関する事項
7. 私設鐵道築道並に乗合自動車其他水陸の交通施設に関する事項
8. 道路愛護團並防水組合助成に関する事項

第96條 工務股は左の事項を掌る

1. 都邑計畫及都邑工務に関する事項
2. 都邑計畫委員會に関する事項
3. 管内圖に関する事項

第97條 經理股は左の事項を掌る

1. 建設豫算整理に関する事項
2. 工事の實施計畫及施行手續に関する事項
3. 物品の出納保管に関する事項
4. 土木建築工事の資材取扱に関する事項

第98條 道路科に左の二股を置く

- 道路調査股
- 道路工事股

第99條 道路調査股は左の事項を掌る

1. 地方國體道路工事の審査、指導に関する事項
2. 地方國體を經由せる道路工事の監査に関する事項
3. 其他道路に関する事項

第100條 道路工事股は左の事項を掌る

1. 直轄の道路工事設計施行に関する事項

第101條 河川科に左の二股を置く

- 河川調査股
- 河川工事股

第102條 河川調査股は左の事項を掌る

1. 地方團體河川工事の審査指導に関する事項
2. 地方團體を經由せる河川工事の監督に関する事項
3. 河川の調査並に簡易測測に関する事項
4. 量水標に関する事項
5. 其他河川に関する事項

第103條 河川工事股は左の事項を掌る

1. 直轄の河川工事設計施行に関する事項

第104條 建築科に左の二股を置く

建築調査股

建築工事股

第105條 建築調査股は左の事項を掌る

1. 地方團體建築工事の審査指導に関する事項
2. 住宅の監督指導に関する事項
3. 其他建築に関する事項

第106條 建築工事股は左の事項を掌る

1. 直轄の建築工事設計施行に関する事項

(康熿8年5月1日施行)

3. 人 員

建設廳所屬の人員總計 315人であるが、これを科別、民族別、職別に示せば次の如し。

(科 別)

監理科 101人 道路科 59人 河川科 30人 建築科 25人

(民族別)

日人 84人 鮮人 15人 滿人 58人 露人 58人

(職 別)

簡任官1、理事官1、技正3、事務官2、技佐7、高試1、
屬官14、技士50、委試11、屬記3、雇員94、傭人23

4. 事 業、豫 算

事業の主なるものは道路建設工事にして哈爾濱一綏化線、哈爾濱一蘭西線、北安一大安線、哈爾濱一牡丹江線、哈爾濱一新京線、哈爾濱一木蘭線、哈爾濱一巴彥等約120萬圓となつてゐる。其他道路改良工事、維持工事等がこれにつき建築事業の豫算は道路豫算に次いで大きい。

河川は調査を主としてゐる工事は目下の所少い。

其他愛路獎勵郡邑土木等幾分の豫算の計上あり。

5. 厚 生

建設廳は一般協和會分會として協和厚生運動をやつてゐる外に特に建設廳のみで協榮會を組織して職員相互の親睦を謀り相互扶助の實を擧げてゐる。参考の爲に其の會則をあげておかう。

濱江省建設廳協榮會々則

第1條 本會は濱江省建設廳協榮會と稱す

第2條 本會は建設廳内の職員を以て組織す

第3條 本會は會員相互の親睦を謀り相互扶助の實を擧ぐるを以て目的とす。

第4條 本會に左の役員を置く

(1)會長一名、(2)副會長一名、(3)理事五名、(4)評議員若干名、會長は廳長、副會長は監理科長、理事は道路科長、河川科長、建築科長及監理科事務官(監理科事務官は常任とす) 評議員は各科の簡任官、股長及首位委任官一名宛とし會長之を任命す

第5條 會長は本會を綜理し副會長は會長を補佐し會長事故ある時は其の職務を代行す

理事は會長の命を承け會務を審議す

常任理事は會長の命を承け常務を處理す但し日系は庶務全般を擔當し滿系は經理全般を擔當するものとす

評議員は重要會務を評議す

第6條 會長、副會長、理事及評議員を以て評議會を組織す

第7條 會長は左の場合に評議會を招集す

1. 會則の改正を爲さんとするとき
2. 第11條各號所定外の支出を爲さんとするとき但し緊急を要するもの又は輕微なるものは理事の意見を徴して會長之を決定す
3. 前各號の外會長必要ありと認めたるとき

第8條 前條の評議會は全役員の半数以上出席するに非ざれば評議を爲すことを得ず。

第9條 本會の經費は會員の隨出及寄附金を以て之に充つ

第10條 本會々員は會費として俸薪並に旅費より左の通

り職出す	(俸給)	(旅費)
簡任官	9/1,000	給額 25/1,000
簡任官	7/1,000	〃 20/1,000
委任官	5/1,000	〃 15/1,000
職員	3/1,000	〃 10/1,000
備人	1/1,000	〃 免除

但し旅費一口拾圓未満の場合徴収せず

第11條 本會會員にして左の事項に該当するものあるときは慶弔金を贈呈す

1. 退職及轉出
 - 在職半歲以上1年未満 5圓
 - 在職1年以上3年未満 10圓
 - 在職3年以上5年未満 20圓
 - 在職5年以上 30圓

8年を超えるときは1年を增す毎に10圓加算

但し葬法の宣告又は徵戒のため退職せしめられたるときは贈呈せず

2. 傷病

本人の傷病のため引續き缺勤自宅療養し二週間以上互りたるとき 10圓
 本人傷病のため引續き入院加療し二週間以上に互りたるとき 20圓

3. 死亡

殉職 100圓並に弔花一對
 病死 50圓
 配偶者 30圓
 直系(一親等内) 20圓

4. 結婚(初婚)

10圓

5. 出産

10圓

第12條 常務理事は毎年六月及12月會務報告書並に收支決算書を作製し會員に報告するものとす。

第13條 本會内に國幣 500圓整を以て金融部を設置し會員不測の必要に應じ貸出を爲すものとす
 但し金融部取扱納期は別に之を定む。

以上

<p>出張所 大連、鞍山、牡丹江、哈爾濱、錦州、安東、吉林 工場 奉天、大連、牡丹江</p>	<p>株式會社 滿洲大林組</p>	<p>取締役社長 大林義雄 常務取締役 高橋誠一</p>	<p>本店 奉天市大和區加茂町第十六號 支店 新京特別市大同大街三〇二號</p>
---	-------------------------------	---	---